

障害等級早見表(障害補償の等級)

部位	体 幹	上 肢	手 指
1級		5) 両上肢を肘関節以上で失った 6) 両上肢の用を全廃	
2級		5) 両上肢を手関節以上で失った	
3級			5) 両手の指の全部を失った
4級		4) 1上肢を肘関節以上で失った	6) 両手の指の全部の用を廃した
5級		4) 1上肢を手関節以上で失った 6) 1上肢の用を全廃	
6級	5) 脊柱に著しい変形 又は運動障害	6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃した	8) 1手の5の指又は母指を含む4の指を失った
7級		9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残す	6) 1手の母指を含み3の指を失った又は母指以外の4の指を失った 7) 1手の5の指又は母指を含む4の指の用を廃した
8級	2) 脊柱に運動障害	6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃した 8) 1上肢に偽関節を残す	3) 1手の母指を含み2の指を失った又は母指以外の3の指を失った 4) 1手の母指を含み3の指の用を廃した又は母指以外の4の指の用を廃した
9級			12) 1手の母指を失った又は母指以外の2の指を失った 13) 1手の母指を含み2の指の用を廃した又は母指以外の3の指の用を廃した
10級		10) 1上肢の3大関節中の1関節の著しい機能障害	7) 1手の母指の用を廃した又は母指以外の2の指の用を廃した
11級	7) 脊柱に変形		8) 1手の示指、中指又は環指を失った
12級	5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい変形	6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能障害 8) 長管骨の変形	9) 1手の小指を失った 10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃した
13級			7) 1手の小指の用を廃した 8) 1手の母指の指骨の一部を失った
14級		4) 上肢の露出面にてのひら大の醜いあとを残す	6) 1手の母指以外の指の指骨の一部を失った 7) 1手の母指以外の指の末関節を屈伸不能

部位	下 肢	足 指
1級	7) 両下肢を膝関節以上で失った 8) 両下肢の用を全廃	
2級	6) 両下肢を足関節以上で失った	
3級		
4級	5) 1下肢を膝関節以上で失った 7) 両足をリスフラン関節以上で失った	
5級	5) 1下肢を足関節以上で失った 7) 1下肢の用を全廃	8) 両足の指の全部を失った
6級	7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃した	
7級	8) 1足をリスフラン関節以上で失った 10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残す	11) 両足の指全部の用を廃した
8級	5) 1下肢を5cm以上短縮 7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃した 9) 1下肢に偽関節を残す	10) 1足の指全部を失った
9級		14) 1足の第1の指を含み2以上の指を失った 15) 1足の指の全部の用を廃した
10級	8) 1下肢を3cm以上短縮 11) 1下肢の3大関節中の1関節の著しい機能障害	9) 1足の第1の指又は他の4の指を失った
11級		9) 1足の第1の指を含み2以上の指の用を廃した
12級	7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能障害 8) 長管骨の変形	11) 1足の第2の指を失った、第2の指を含み2の指を失った又は第3の指以下の3の指を失った 12) 1足の第1の指又は他の4の指の用を廃した
13級	9) 1下肢を1cm以上短縮	10) 1足の第3の指以下の1又は2の指を失った 11) 1足の第2の指の用を廃した、第2の指を含み2の指の用を廃した又は第3の指以下の3の指の用を廃した
14級	5) 下肢の露出面にてのひら大の醜いあとを残す	8) 1足の第3の指以下の1又は2の指の用を廃した